

掛川市新たなビジネススタイル応援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

市長は、新しい生活様式と働き方改革の定着を図るため、新たなビジネススタイル応援事業を行うものに対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、掛川市補助金等交付規則（平成17年掛川市規則第30号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新たなビジネススタイル応援事業 別表の対象に記載する事業
- (2) 空き家 市内に所在する建築物その他の工作物で常時無人の状態にあるものをいう。
- (3) 空き店舗 市内において過去に営業活動又は事務所の事業の用に供していた施設のうち、次に掲げるいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 店舗部分面積が500平方メートル以上の店舗
 - イ 住宅部分を併用する店舗（住宅部分と店舗部分とが階層及び通用口により明確に分離できる場合を除く。）
- (4) サテライトオフィス等 掛川市サテライトオフィス等開設支援補助事業交付要領第2条第3号に定めるサテライトオフィス等をいう。
- (5) 中心市街地等 掛川市中心市街地等創業支援補助事業交付要領第2条に定める中心市街地等をいう。
- (6) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であつて、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては、5人）以下のもののうち、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (7) 小売業、飲食業、サービス業 掛川市中心市街地等創業支援補助事業交付要領別表1に定める職種をいう。

第3 補助金の交付額

補助の交付額は、別表のとおりとする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 収支予算書
 - エ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 市長の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収支があった場合には、その収支の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書
- イ 変更事業計画書(様式第2号)
- ウ 変更収支予算書

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 完了報告書(様式第3号)
- イ 事業実績書
- ウ 収支決算書

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第4号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 事業目標達成状況等の請求及び報告

市長は、当該補助金による事業目標達成状況や適正な使用を確認するため、申請者に対して資料を請求することができる。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、令和4年度分の補助金から適用する。

別表（第2条、第3条関係）

交付の対象					補助率
事業	対象	対象者	対象地域	対象経費	
中心市街地等の事業進出支援事業	空き家、空き店舗をサテライトオフィス等に変更するための改修事業	市内の空き家、空き店舗の所有者で、当該物件をサテライトオフィス等として改修し、賃貸借を行うもの。 市内の空き家、空き店舗の所有者若しくは賃借者で、当該物件をサテライトオフィス等として改修し、自ら事業を行う事業者	中心市街地等	インターネット環境整備費、電話回線・電気配線工事費、照明・空調・セキュリティの関係関連機器等の整備等の設置費	予算の範囲内において対象経費の欄に掲げる経費の2分の1以内とし、上限は200万円とする。（消費税、地方消費税を除く。）
	空き家、空き店舗を小売業、飲食業、サービス業の店舗にするための改修事業	小売業、飲食業、サービス業を新たに開設する事業者で1日のうち午前10時から午後7時までの間で4時間以上、かつ、1週間のうち5日以上以上の営業活動を行うものであること。		内装工事・外装工事費、設備工事、建物と一体となって機能する設備（陳列棚、看板等で建物に固定されるものを含む）工事費	
新たなビジネススタイル整備支援事業	ビジネスのためのネット環境整備に必要な改修事業（デジタルシフト事業）	市内で現に事業を営んでおり、今後市内で3年以上事業を実施する小規模企業者	市内全域	既存インターネット環境の診断費、インターネット環境整備費、ポストコロナへの社会変化に対応するためテレワークやオンライン商談などのデジタルシフト（リモート化、オンライン化）を図る投資費	予算の範囲内において対象経費の欄に掲げる経費の2分の1以内とし、上限は10万円とする。（消費税、地方消費税を除く。）
	キャッシュレス化設備事業			キャッシュレス対応機器・セルフレジ導入経費	

様式第1号

新たなビジネススタイル応援事業費補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地

申請者 名 称

代表者

㊟

年度において新たなビジネススタイル応援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付の申請額 円
- 2 事業計画書（又は融資計画書） 別紙のとおり
- 3 収支予算書（又は収支の計画書） 別紙のとおり
- 4 添付書類等 別紙のとおり
- 5 その他

様式第2号

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 実施事業名

2 事業実施者名

3 事業実施場所

4 事業概要

5 事業計画（事業実績）

(1) 事業費 円

(2) 補助金の交付申請額 円

(3) 事業予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

完了報告書

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
申請者 名称
代表者 ⑩

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた掛川市新たな
ビジネススタイル応援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

- 1 完了年月日 年 月 日
- 2 事業実績書 別紙のとおり
- 3 収支決算書 別紙のとおり
- 4 添付書類等 別紙のとおり
- 5 補助金交付申請書と相違した場合は、その理由
- 6 交付決定を受けた額 円
- 7 その他

上記報告事項について審査しました。
年 月 日

審査(検査)担当者 ⑩

審査結果の意見

請 求 書

金 円
ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた掛川
市新たなビジネススタイル応援事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先) 掛川市長

所在地
請求者 名 称
代表者

㊞

口座振替先金融機関名
支店名
口座種別
口座番号
口座名義人